

平成 30 年度研究プロジェクト研究概要報告

研究種別	■ 共同研究 2	公益目的事業 11
主査名	福田弥夫 日本大学危機管理学部長	
研究テーマ	レベル 5 の完全自動運転と賠償責任の帰属 －交通事故被害の救済と事故解析の検討を中心に－	
研究の目的： 自動運転に関する技術の進展はまさに日進月歩であり、法的整備の議論はそれを追う形で進んでいるのが現状である。国土交通省の検討会では、レベル 5 の完全自動運転については将来の課題とし、レベル 4 までの自動運転については、現行法の枠組みでの対応が可能であると判断した。この研究会では、議論が先送りされた形になっているレベル 5 の完全自動運転と交通事故被害者の救済スキームについて検討することとした。人間の判断が全く入らない完全自動運転車でも、事故の発生は十分に予想されるところから、その際の責任分担の在り方を含めて検討することとした。交通事故の事故解析は、現在の訴訟においても活用されているが、その状況はどうか、完全自動運転下で発生する交通事故に必要とされる事故解析とはどのようなものであるかなどを検討する。		
研究の経過（4 月～3 月）： 4 月から 9 月にかけては、各自が重要と思われる論点について資料等を共有の上検討を進めた。10 月以降であるが、個別に研究状況を共有の上、3 月に集中的に研究会を開催した。第一回目の報告者は香川大学の肥塚肇雄教授による完全自動運転の法的課題についてであった。香川大学は群馬大学及び明治大学と共同で実証実験も行っており、その内容も含めた報告であった。第二回目の報告者はデロイトトーマツの大坪護氏であり、完全自動運転がもたらす新たなビジネスとリスクがテーマであり、外国の状況も踏まえた報告がなされた。三回目の報告は弁護士の古笛恵子氏によるものであり、交通事故訴訟と交通事故鑑定がテーマであり、訴訟における事故鑑定の問題点につき報告がなされた。		
研究の成果（自己評価含む）： 自動運転をめぐる技術と議論の問題点であるが、実証実験の動向から考えると、①普通自動車の完全自動運転、②大型貨物自動車の隊列走行における自動運転、③ゴルフカートなどのような軽車両を利用した完全自動運転の、以上 3 形態の実証実験が行われ、それぞれの利用目的や走行状況にも違いが認められる。この研究会では、主に①の自動運転についての研究を行っているが、②及び③の形態についても交通事故発生の可能性は否定できず、被害者救済に際しての原因究明は重要である。なお、事故解析にあたって、事故に関与した車両の自動運転システム上に記録されたデータの帰属とその利用可能性が大きな課題であり、法的な整備が必要であることが確認された。今後の事故解析の在り方につき、さらなる検討が必要であることが確認された。		
今後の課題： 現在の裁判で利用されている交通事故解析は、科学的手法を用いてはいるものの、同じ事故について内容の相異なる鑑定結果が複数提出されているという現状がある。製造物責任の問題も関連することから、運転システムのデータ提供と解析がどこまで可能なのが、大きな論点として残されている。		